

東三河8市町村では、
「東三河はひとつ」を合言葉に
平成27年度のスタートを
目指しています。



広域連合には長と議会が置かれます

広域連合は法律に定める特別地方公共団体になりますので、市町村と同じように長（広域連合長）と議会（広域連合議会）を置くことになります。

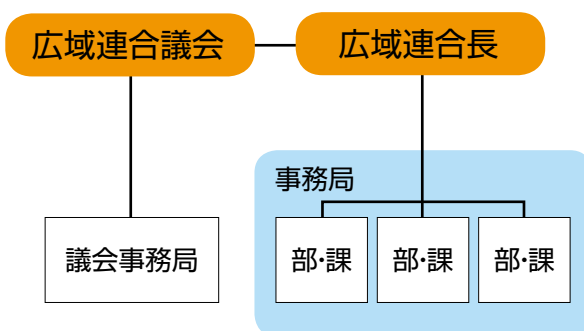
◆広域連合長

広域連合長は、広域連合が行うすべての事務事業をつかさどります。広域連合長の下には、事務局を置き実際の事務事業を執り行います。

◆広域連合議会

広域連合議会は、広域連合が行う事務事業をチェックするとともに、広

■東三河広域連合（仮称）の組織のイメージ



域連合の予算や条例などの議決を行います。

●住民説明会を開催しました

9月25日（木）赤羽根市民館、26日（金）渥美文化会館、30日（火）田原市役所において開催しました。東三河地域の状況、広域連合の必要性や内容についての説明と質疑応答を行いました。

資料などは市ホームページ(<http://www.city.tahara.aichi.jp/>)をご覧ください。



▲田原市役所での説明会の様子

おしえて！ 広域連合のことQ&A 2



Q 広域連合が設立し事業がスタートするまでの流れはどうなるの？

A 平成26年12月の市町村議会に広域連合の規約を上程する準備を進めています。12月の議会にて議決をいただいた後、県知事の設置許可を受け、年度内の発足、平成27年4月からの事業開始を目指しています。

Q 広域連合の「規約」とは？

A 広域連合の規約は、広域連合の名称、処理する事務、組織など広域連合の設立に必要な事柄を定めたものです。

■東三河広域連合（仮称）の事業開始までの流れ

